

東京都私立幼稚園等教育体制支援事業費補助金交付要綱

令和 4 年 3 月 8 日
3 生私振第 1 9 3 1 号
生活文化局長決定

第 1 通則

東京都私立幼稚園等教育体制支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）交付要綱（令和 4 年 2 月 4 日文科科学大臣裁定。以下「交付金交付要綱」という。）第 3 条、東京都私立学校教育助成条例（昭和 5 3 年東京都条例第 1 0 号。以下「条例」という。）第 4 条及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 2 条の 2 の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 補助目的及び補助事業

この補助金は、東京都内に所在する私立幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設（以下「幼稚園等」という。）が、幼稚園教諭等の処遇の改善（以下「賃金改善」という。）のため、賃上げ効果が継続される取組（以下「補助事業」という。）を行うことを前提として、令和 4 年 2 月から収入を 3 パーセント程度（月額 9,000 円）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

第 3 補助対象事業者

- 1 補助対象事業者（以下「私立幼稚園等設置者」という。）は、次の者とする。
 - （1）学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 2 条の規定により幼稚園を設置する学校法人（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条に定める施設を除く。）
 - （2）学校教育法附則第 6 条の規定により幼稚園を設置する者及び私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱実施細目（平成 1 3 年 1 0 月 1 2 日付 1 3 生文私振第 4 9 4 号生活文化局長決定）の規定に準ずる者（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条に定める施設を除く。）
 - （3）私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱に基づき、知事が認定する施設を設置する者
- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - （1）暴力団（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - （2）法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。

第 4 補助対象経費等

- 1 知事は、私立幼稚園等設置者が、補助事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、国や地方公共団体等の他の補助金の対象となる補

助事業に要する経費を除くものとする。

- 2 補助事業に要する経費の内容、範囲等については、別表及び別途通知する内容によるものとする。なお、算定された補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

第5 交付の申請

- 1 補助金の交付を受けようとする私立幼稚園等設置者は、交付申請書（別記第1号様式）及びその他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付の申請をしようとする私立幼稚園等設置者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第6 交付の決定及び通知

- 1 知事は、第5の規定による交付申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助事業の目的及び内容が適正であり、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行うとともに、補助金の交付の決定を受けた私立幼稚園等設置者（以下「補助事業者」という。）に対し、その結果を通知するものとする。
- 2 知事が必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が、第3-2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第7 申請の撤回

知事は、第6の規定による補助金の交付の決定通知に際して、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、補助金交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる旨を補助事業者に対し通知するものとする。

第8 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。
- (2) 補助事業は、補助金交付年度の当該年度内に完了しなければならない。この期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助事業者は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告しその処理について指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限り

でない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) 知事が東京都職員をして、この補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合、又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。

(5) 知事は、(4) による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命じるものとする。

(6) 補助事業者が(5)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。

(7) 補助事業者は、第5又は第9の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

第9 実績報告

補助事業者は、補助事業の完了後、実績報告書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

第10 補助金の額の確定

1 知事は、第9の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

第11 是正のための措置

知事は、第10 1の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を命ずることができる。

第12 決定の取消し

1 知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次のアからケまでのいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

イ 補助金を他の用途に使用した場合

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

エ 条例第6条第1項の各号の一に該当する場合

オ 本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合

カ 第5又は第9の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合

キ 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

ク 第8（7）に規定する報告を受けた場合

ケ その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合

2 前項の規定は、第10の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用することができるものとする。

第13 補助金の返還

1 知事が、第12の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。

2 知事が、第10の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

3 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

（1） 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであつて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（2） 知事は、前項の報告書の提出があつた場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

第14 違約加算金及び延滞金

1 知事が、第12 1 アからキまでの規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセント割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセント割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第15 違約加算金の計算

知事は、第14 1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第16 延滞金の計算

知事は、第14-2の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付額からその納付金額を控除した額を基礎として、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

第17 補助金の経理

- 1 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、1の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、1の支出簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第18 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、条例、東京都私立学校教育助成条例施行規則（昭和53年5月19日 東京都規則第82号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

第19 その他

知事は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を、別に定めることができる。

附 則（3生私振第1931号）

- 1 この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。
- 2 令和3年度は、令和4年2月及び3月の賃金改善を対象とする。
- 3 令和4年度は、令和4年4月から9月までの賃金改善を対象とする。

附 則（4生私振第913号）

- 1 この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。
- 2 令和4年度は、令和4年4月から12月までの賃金改善を対象とする。

附 則（4生私振第1289号）

- 1 この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。ただし、第14-1の規定については、令和3年度の補助金から適用する。
- 2 令和4年度は、令和4年4月から令和5年3月までの賃金改善を対象とする。
- 3 第3-1（1）の幼稚園を設置する学校法人は、令和4年2月から12月までの賃金改善を対象としない。

別 表

補助対象経費	令和４年２月以降、教職員に対して３パーセント程度（月額 9,000 円）の賃金改善を行う幼稚園等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用。
処遇改善の対象	幼稚園等に勤務する教職員（非常勤を含み、法人役員を兼務する園長を除く。） ※通常の教育時間に従事する者に限る。
賃金改善等の要件	（１）令和４年２月以降、教職員に対する賃金改善を実施すること。 ※賃金改善とは、本事業の実施により、教職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。 （２）本事業による賃金改善に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を教職員に周知すること。なお、計画書は別に定めるものとする。 （３）本事業による補助額は、教職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。 ※法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額とする。 <算式> 「補助金申請前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「補助金申請前年度における賃金の総額」×「賃金改善額」 （４）本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の２／３以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和４年２月分、３月分については、この限りではない。 （５）本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させてい

	ないこと。 （６）本事業実施以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。 （７）補助金申請年度の賃金に関する規程について、補助金申請前年の人事委員会勧告等を受けた引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。
補助率	補助額は、幼稚園等ごとに、賃金改善部分（法定福利費等の事業主負担分を含む。）の $\frac{3}{4}$ とする。ただし、次の算式により算定する金額を補助対象上限額とする。なお、算出された補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 <算式> 教員数※×9,000 円×（1＋補助金申請前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷補助金申請前年度における賃金の総額）×補助率×事業実施月数 ※原則として、申請時点における教員数（非常勤を含む。）とする。